

沖縄県最低賃金の改正決定に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する公示

沖縄労働局 一般公示 第2-35号

令和2年8月7日沖縄地方最低賃金審議会から沖縄県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条及び同法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第8条の規定に基づき、令和2年8月24日(月)17時までに沖縄労働局長あて(那覇市おもろまち2-1-1那覇第二地方合同庁舎3階)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和2年8月7日

沖縄労働局長 福味 恵



記

沖縄県最低賃金の改正に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見の要旨

沖縄県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
沖縄県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間792円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 762円
- (3) 発効日 平成30年10月3日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成30年度
- (3) 生活保護水準（平成30年度）  
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,445円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$762 \text{円 (沖縄県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \times 0.818$   
(可処分所得の総所得に対する比率※) = 108,332円

※ 令和2年7月10日、中央最低賃金審議会の「令和2年度第2回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。